

板橋区自衛官等募集事務に係る募集対象者情報

※携帯電話等でお読み取りください↓

○対象者

平成18年4月2日～

平成19年4月1日生まれ

(令和6年度に18歳になる方)

※板橋区内に住民登録がある方に
限ります。

○受付期間・場所(問合せ)

令和6年2月26日(月)～4月30日(火)

☆郵送期限は、4月30日(火)必着

☆除外申出書等の様式は、

区ホームページに掲載しています。

開庁日の8時30分～17時00分

板橋区役所本庁舎 4階14番

総務部総務課総務係窓口

電話:03-3579-2052



希望しない場合は、
電子申請等により
申し出ができません

※詳しくは、下記URL又は右記をお読み取りいただき、区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/koseki/1041505.html>



板橋区自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の外部提供について

1 これまでの対応

従前は、東京地方協力本部（以下、「東京地本」）の職員が募集対象者へ募集案内等を配付するため、毎年度、住民基本台帳法第11条第1項に基づき、住民基本台帳を閲覧し募集対象者の氏名、生年月日、性別、住所を書き写していました。

2 情報提供の法的根拠

自衛官等募集事務については、市町村の法定受託事務と定められており自衛隊法施行令第120条には、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、この法令を根拠に、毎年、防衛大臣から各市町村長に対し募集対象者情報の提出について依頼があります。

全国で700を超える市町村から紙または電子データで名簿の提供を受けており、対象者情報の提供は板橋区独自の制度ではありません。

また、自衛隊法に基づく情報提供については、住民基本台帳法との関係において問題となることはないとの見解が防衛省と総務省から通知されています。

3 個人情報の適正な管理

板橋区が東京地本へ提供する紙媒体情報については、東京地本において、厳重に保管することはもとより、目的外利用の禁止や使用期間経過後は直ちに対象者情報を消去し、報告書を板橋区に提出すること等について、板橋区と東京地本との間で覚書を取り交わし、個人情報の漏えいなどが発生しないよう適正な管理を行うこととしています。

※個人情報の保護措置に関しては、令和4年7月12日の個人情報保護審査会にて諮問、承認を得ています。